

森林病虫害等駆除事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第16号

森林病虫害等駆除事業補助金交付規則の一部を改正する規則

森林病虫害等駆除事業補助金交付規則（平成13年岩手県規則第81号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
事業種目	事業の内容	補助対象経費	事業種目	事業の内容	補助対象経費
[略]			[略]		
その他松くい虫伐倒（3種）駆除	その他松くい虫又は松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び薬剤の散布、当該樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸又は当該樹木の伐倒及び焼却	[略]	その他松くい虫伐倒（3種）駆除	その他松くい虫又は松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び薬剤の散布、当該樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸又は当該樹木の伐倒及び焼却	[略]
			その他松くい虫伐倒（3種）駆除	その他松くい虫又は松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木（以下「対象樹木」という。）の伐倒、破砕（必要な搬出及び運搬を含む。）並びに対象樹木のうち別に定めるところにより作成された基準に適合する樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸、対象樹木の伐倒、切削（必要な搬出及び運搬を含む。）並びに対象樹木のうち別に定めるところにより作成された基準に適合する樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸又は対象樹木の伐倒、熱処理（必要な搬出及び運搬を含む。）並びに対象樹木のうち別に定めるところにより作成された基準に適合する樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸	薬剤費、くん蒸費及び事業雑費並びに樹木の伐倒及び破砕（必要な搬出及び運搬を含む。）の措置を行うことにより通常生ずべき損失額、薬剤費、くん蒸費及び事業雑費並びに樹木の伐倒及び切削（必要な搬出及び運搬を含む。）の措置を行うことにより通常生ずべき損失額又は薬剤費、くん蒸費及び事業雑費並びに樹木の伐倒及び熱処理（必要な搬出及び運搬を含む。）の措置を行うことにより通常生ずべき損失額

[略]	[略] き損失額
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。